

にしごう地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしま創生総合戦略及び西郷村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の西郷村内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う、にしごう地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、西郷村に移住する見込みの者が、補助金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において交付することについて、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の金額は、8,000円とする。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、8,000円を上限とし、往復交通費に要した経費（実費）の2分の1の範囲内での支給とする。

(交付回数)

第3条 1人1回を限度とする。

(補助対象者)

第4条 申請時において、次に掲げる全ての要件を満たす申請者を対象とする。ただし、採用選考に係る移動方法に関する要件として、鉄道、軌道、バス、航空機又は船舶等、所定の運賃の支払を要する公共交通機関を利用した移動に限る。

(1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く東京圏内のキャンパスに在学（原則学部4年生以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(2) 大学の卒業年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

(3) 福島県内に所在する企業に就職することが内定していること。ただし、大学の卒業年度の6月1日以降の採用選考（オンラインによる選考を除く。）で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。

(4) 卒業後に上記内定企業に就職し、西郷村に移住し、転入日から5年以上継続して西郷村に居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) その他、福島県又は西郷村が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(8) 勤務地が福島県内に所在すること。

(9) 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(10) 就業先が官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

く。)でないこと。

(1 1) 就業先が就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(1 2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(1 3) 福島県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の申請者は、大学卒業年度の 2 月 20 日までに、にしごう地方就職学生支援事業補助金申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) にしごう地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項(様式第 1 号の別紙 1)

(2) 福島県地方就職学生支援事業及びにしごう地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い(様式第 1 号の別紙 2)

(3) 内定証明書(様式第 2 号)

(4) 在学証明書(卒業学年であることが確認できるもの。)

(5) 身分証明書(提示により本人確認ができる書類)

(6) 交通費の領収書等

(7) 移住元の住所を確認できる資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の支払が確認できる書類及び卒業年度の複数月の公共料金の領収書等))

(8) 支援金の振込先金融機関が確認できる書類(預金通帳又はキャッシュカードの写し)

(9) その他村長が必要と認めて指示する書類

(交付決定の通知)

第 6 条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに、にしごう地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知する。

2 村長が審査の結果、補助金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可である場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 7 条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から 3 箇月以内に補助金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第 8 条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、にしごう地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書再交付願(様式第 4 号。以下「再交付願」という。)を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第 9 条 村長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに、にしごう地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書(再交付)(様式第 5 号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第 10 条 西郷村は、にしごう地方就職学生支援事業の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び西郷村が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(イ) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請日から1年以内に西郷村に転入しなかった場合

(エ) 就業日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3箇月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

(オ) 転入日から3年未満に西郷村以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に西郷村以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、福島県と西郷村が協議して定める。